

浦 臼 町 水 防 計 画

《 資 料 編 》

令和4年3月

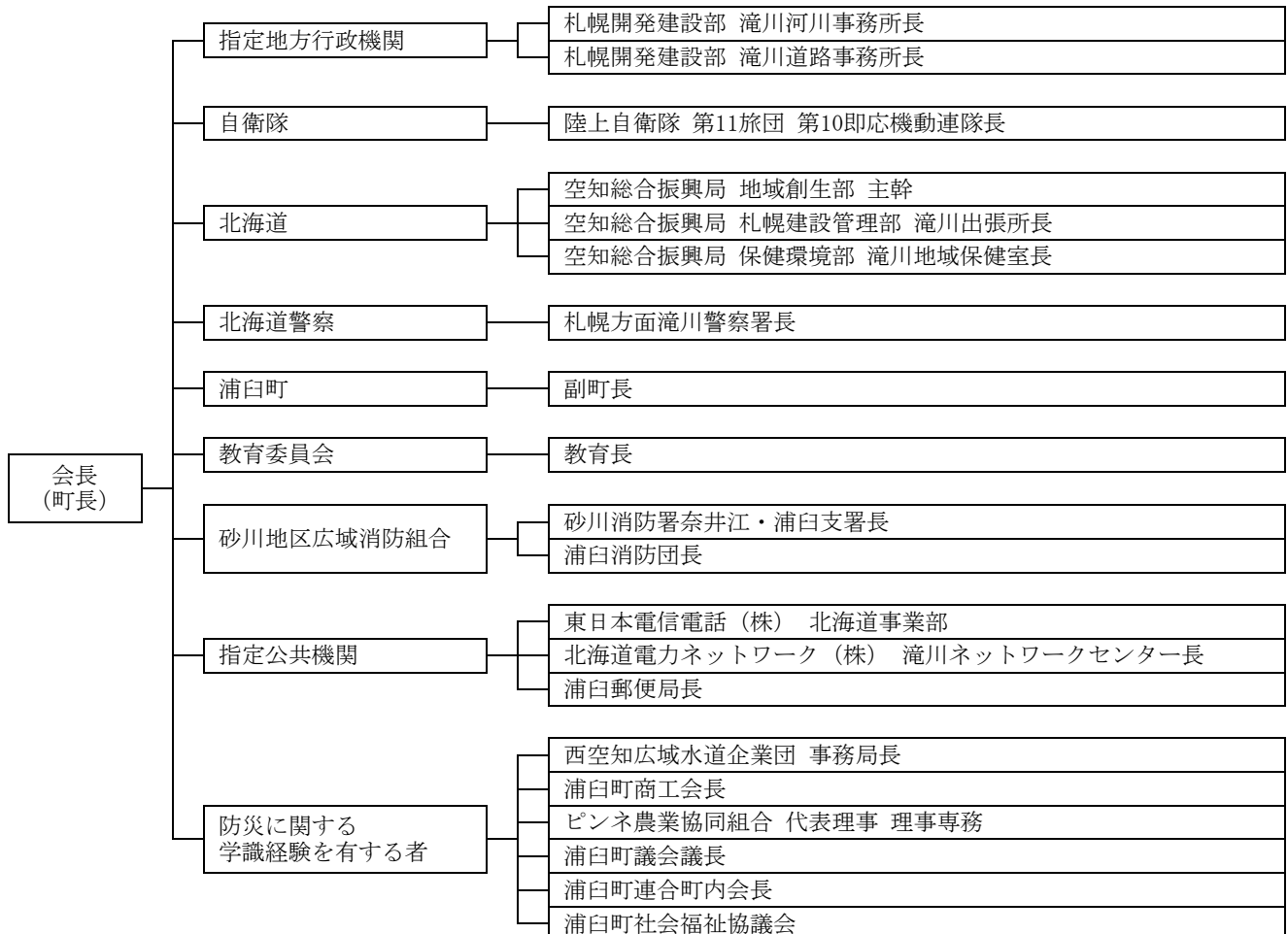
浦 臼 町 防 災 会 議

目次

資料	1
資料 1 浦臼町防災会議の組織	1
資料 2 水防本部の業務分担	2
1 総務対策部	2
2 町民環境対策部	4
3 保健福祉対策部	5
4 土木経済対策部	6
5 文教対策部	8
資料 3 消防機関の組織及び水防分担区域	10
1 組織図	10
2 水防分担区域	10
資料 4 重要水防箇所・大臣管理区間	11
資料 5 重要水防箇所・知事管理区間	13
資料 6 樋門・樋管等の設置箇所	14
資料 7 水防関係機関等との通信連絡系統	15
資料 8 水防工法一覧表	16
資料 9 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設	18
様式	19
様式 1 水防立入検査証	19
様式 2 水防活動委任証	20
様式 3 公用負担権限委任証	21
様式 4 公用負担命令票	22
様式 5 水防報告様式例	23
様式 6 水防活動実施報告書	24

資料

資料1 浦臼町防災会議の組織



資料2 水防本部の業務分担

1 総務対策部

1-1 総務班

業務	業務内容
気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象庁から発表される気象・地象・水象に関する警報・予報等の受理に関すること。 (2) 気象庁が提供する大雨警報・洪水警報の危険度分布の監視に関すること。 (3) 雨量・水位等に関する情報の収集に関すること。 (4) 本部員会議（構成員）に対する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達に関すること。 (5) 職員に対する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達に関すること。 (6) 町民に対する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達に関すること。
本部員会議に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町長との連絡調整に関すること。 (2) 本部員会議構成員の招集に関すること。 (3) 本部員会議の庶務に関すること。
災害対策本部の設置及び廃止に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 砂川地区広域消防組合消防長との連絡調整に関すること。 (2) 災害対策本部設置に必要な資機材の確保に関すること。 (3) 災害対策本部設置場所の設営に関すること。 (4) 道（空知総合振興局）及び関係機関へ災害対策本部設置の通報に関すること。 (5) 道（空知総合振興局）及び関係機関へ災害対策本部の廃止の報告に関すること。
災害時における職員の動員に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員に対し、招集に関する情報の伝達に関すること。 (2) 参集状況に関すること。
災害対策本部の非常配備体制に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の非常配備体制の調整に関すること。
災害対策本部の庶務に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本部設置の準備に関すること。 (2) 最新の気象情報等の確認に関すること。 (3) 避難誘導の総括に関すること。 (4) 開設する避難場所の決定に関すること。 (5) 避難場所運営の総括に関すること。 (6) 町内会連合会との連絡調整に関すること。 (7) 自主防災組織との連絡調整に関すること。 (8) 災害情報の収集に関すること。 (9) 災害情報の整理（集計）に関すること。 (10) 被害状況の収集に関すること。 (11) 被害状況の整理（集計）に関すること。 (12) 国や道に対する被害状況報告に関すること。
防災会議に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災会議との連絡調整に関すること。
災害時における通信機器の確保に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通信設備の機能確認に関すること。 (2) 通信設備の通信途絶時等の措置に関すること。 (3) 通信設備の確保に関すること。
防災関係機関との連絡調整に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災関係機関との連絡調整に関すること。
災害に係わる他自治体との連絡調整に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に係わる他自治体との連絡調整に関すること。

業務	業務内容
避難指示等の伝達に関すること。	(1) 避難指示等の判断に対する国等の機関への助言の要求に関する こと。 (2) 避難指示等の伝達に必要な通信設備の確保に関すること。 (3) 避難指示等の伝達の実施（総括）に関すること。 (4) 町内会に対する避難指示等の伝達の実施に関すること。 (5) 避難指示等の発令の実施報告（道）に関すること。 (6) 所管施設に対する避難指示等の伝達の実施に関すること。
自衛隊の災害派遣要請に関すること。	(1) 自衛隊の派遣要請の判断に関すること。 (2) 自衛隊の派遣要請手続きに関すること。 (3) 自衛隊の受入れ準備に関すること。
本部員会議に関すること。	(1) 災害情報及び災害状況の分析に関すること。
災害時における職員の動員に関すること。	(1) 職員の安否に関すること。 (2) 職員の健康管理に関すること。
非常用発電機等の確保に関すること。	(1) 非常用発電機等の確保に関すること。
災害救助法に基づく申請事務に関すること。	(1) 災害救助法に基づく申請事務に関すること。
国や道に対する要請及び報告に関すること。	(1) 国、道や他の市町村に対する災害応急対策活動の対する応援 要請に関すること。
災害時の車両の確保及び配車計画に関すること。	(1) 災害時の車両の確保及び配車計画に関すること。
災害時輸送に関すること。	(1) 災害時輸送に関すること。
庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること。	(1) 庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること。
災害に係わる職員の公務災害補償に関すること。	(1) 災害に係わる職員の公務災害補償に関すること。
災害に係わる派遣職員の給与等の決定及び支給に関すること。	(1) 災害に係わる派遣職員の給与等の決定及び支給に関するこ と。

1-2 財政班

業務	業務内容
町有財産の被害調査に関すること。	(1) 晩生内コミセン・鶴沼改善センター・ふれあいの家の管理及 び被害調査に関すること。
災害関係の予算措置等財務に関すること。	(1) 避難所立ち上げ経費及び応急出動に対する予算措置に関する こと。
町有財産の被害調査に関すること。	(1) 町有財産の被害調査に関すること。
町有財産の緊急使用に関すること。	(1) 町有財産の緊急使用に関すること。 (2) 晩生内コミセン・鶴沼改善センター・ふれあいの家の開放・ 管理人との連絡調整に関すること。 (3) 普通財産（建物）の被害調査に関すること。
災害に係わる中央関係機関との連絡調整に関すること。	(1) 災害に係わる中央関係機関との連絡調整に関すること。
災害関係の予算措置等財務に関すること。	(1) 災害関係の予算措置等財務に関すること。
災害に係わる経費の経理に関すること。	(1) 災害に係わる経費の経理に関すること。
災害応急対策労務者の賃金に関すること。	(1) 災害応急対策労務者の賃金に関すること。 (2) 関係金融機関との連絡調整に関すること
災害義援金に関すること。	(1) 災害義援金に関すること。 (2) 義援金受付の口座開設・情報発信に関すること。

1-3 広報班

業務	業務内容
災害に係わる広報に関する事。	(1) 広報手段の確保に関する事。(広報車) (2) 広報手段の確保に関する事。(インターネット回線) (3) 広報手段の確保に関する事。(ホームページ・SNS) (4) 広報手段の確保に関する事。(防災無線) (5) 広報内容の調整に関する事。(避難場所・避難所開設) (6) 広報内容の調整に関する事。(被災状況) (7) 住民に対する広報の実施に関する事。(広報車) (8) 住民に対する広報の実施に関する事。(ホームページ・SNS) (9) 住民に対する広報の実施に関する事。(防災無線) (10) 住民に対する広報の実施に関する事。(避難所) (11) 職員に対する災害情報及び被害状況の周知に関する事。(グループウェア) (12) 職員に対する災害情報及び被害状況の周知に関する事。(スマホ等メール・SNS) (13) 広報内容の調整に関する事。(安否確認) (14) 広報内容の調整に関する事。(施設・公共交通・道路・電気・上下水・燃料) (15) 報道機関との連絡調整に関する事。(被災状況・対応策等プレスリリース) (16) 報道機関との連絡調整に関する事。(取材対応・ルール周知) (17) 広報内容の調整に関する事。(二次災害防止) (18) 広報手段の確保に関する事。(紙面配布) (19) 広報内容の調整に関する事。(復旧状況) (20) 広報誌の発行の準備に関する事。(緊急配布紙面) (21) 住民に対する広報の実施に関する事。(紙面配布)
総合的な災害記録の作成及び災害統計に関する事。	(1) 災害記録の作成に必要な資料の収集に関する事。 (2) 災害記録の作成に関する事。
所管施設の被害調査に関する事。	(1) 移住生活体験住宅及び利用者への調査・対応に関する事。
災害見舞者及び視察者の対応に関する事。	(1) 国・道・町議会議員、その他市町村等の日程調整等に関する事。

2 町民環境対策部

2-1 町民生活班

業務	業務内容
所管施設の被害調査に関する事。	(1) 認定こども園の被害状況確認(園児及び施設)に関する事。 (2) 忠霊塔の被害状況確認に関する事。 (3) 役場庁舎の被害状況確認に関する事。
被災者の炊出しに関する事。	(1) 炊き出し場所の選択、炊事、配給に関する事。
事務の調整に関する事。	(1) 事務の調整に関する事。 (2) 各職員の担当業務の確認、調整に関する事。
被災者の相談及び苦情に関する事。	(1) 苦情対応、適切な相談窓口の引継ぎに関する事。

業務	業務内容
り災証明に関すること。	(1) 被害状況の把握及び住民基本台帳データとの紐付けに関する こと。 (2) 被害状況の把握及び固定資産データとの紐づけに関する こと。
町税の納税猶予に関すること。	(1) 被害状況の聞き取り、猶予の可否判断に関すること。
町民税の減免に関すること。	(1) 被害状況の聞き取り、減免の可否判断に関すること。
固定資産税減免に関すること。	(1) 被害状況の聞き取り、減免の可否判断に関すること。
国民健康保険料等の減免及び徴収 猶予の総合調整に関すること。	(1) 被害状況の聞き取り、減免及び徴収猶予の可否判断に関する こと。

2-2 環境衛生班

業務	業務内容
所管施設の被害調査に関するこ と。	(1) 町立診療所・歯科診療所に関すること。 (2) 一般廃棄物最終処分場に関すること。
災害救助に関すること。	(1) 災害救助に関すること。
被災地における防疫の実施に関す ること。	(1) ごみ処理施設及びし尿処理施設の処理能力の調整・確認に関 すること。 (2) 仮設トイレの設置に関すること。
遺体の収容及び埋葬に関するこ と。	(1) 遺体の収容及び埋葬に関すること。
避難場所の防疫指導に関するこ と。	(1) 避難場所の防疫指導・実施に関すること。
日赤救助活動との連絡調整に関す ること。	(1) 日赤との連絡調整に関すること。
災害時における住民組織その他民 間団体との協力体制に係わるこ と。	(1) 災害時における住民組織その他民間団体との協力体制に係わ ること。
災害に係わる廃棄物処理に関する こと。	(1) 廃棄物処理の実施に関すること。
家庭動物対策に関すること。	(1) 家庭動物の保護及び収容に関する業務に関すること。

3 保健福祉対策部

3-1 福祉対策班

業務	業務内容
避難指示等の伝達に関すること。	(1) 所管施設に対する避難指示等の伝達の実施に関すること。
所管施設の被害調査に関するこ と。	(1) 所管施設の被害調査に関すること。
避難行動要支援者の避難行動支援 に関すること。	(1) 避難支援等関係者との連絡調整に関すること。 (2) 避難行動支援の実施（総括）に関すること。
防災ボランティアの受入れ及び調 整に関すること。	(1) 防災ボランティアの受入れ及び調整に関すること。
被災者に対する各種福祉資金の貸 付けに関すること。	(1) 被災者に対する各種福祉資金の貸付けに関すること。

3-2 保健予防班

業務	業務内容
避難指示等の伝達に関する事	(1) 所管施設に対する避難指示等の伝達の実施に関する事。
感染症の予防に関する事	(1) 感染症の予防に関する事。
医療救護所の設置に関する事	(1) 医療救護所の設置に関する事。
関係医療機関との連絡調整及び支援の要請に関する事	(1) 関係医療機関との連絡調整及び支援の要請に関する事。
医薬品や医療資機材の確保に関する事	(1) 医薬品や医療資機材の確保に関する事。
救急医療及び助産に関する事	(1) 救急医療及び助産に関する事。
被災者に対する保健指導及び衛生指導に関する事	(1) 被災者に対する保健指導及び衛生指導に関する事。

4 土木経済対策部

4-1 応急対策班

業務	業務内容
所管施設の被害調査に関する事	(1) 公共土木施設、道路、橋梁、河川等の被害調査に関する事。 (2) 公共施設（建築物）、公営住宅の被害調査に関する事。 (3) 上水道施設の被害調査に関する事。 (4) 下水道施設の被害調査に関する事。
危険区域の巡視に関する事	(1) 巡視活動体制の確保に関する事。 (2) 巡視活動に必要な資料・資機材等の確保に関する事。
緊急輸送路の確保に関する事	(1) 警察・道路管理者との連絡調整に関する事。 (2) 交通規制の実施に必要な人員の確保に関する事。 (3) 輸送路の確保に関する事。 (4) 緊急通行車両の手続きに関する事。
関係機関との連絡調整に関する事	(1) 公共土木施設、道路、橋梁、河川等に係る関係機関との連絡調整に関する事。(国、北海道) (2) 公共施設（建築物）、公営住宅に係る関係機関との連絡調整に関する事。(施設管理所管、北海道) (3) 上水道施設に係る関係機関との連絡調整に関する事。(西空知広域水道企業団) (4) 下水道施設に係る関係機関との連絡調整に関する事。(北海道、石狩川流域下水道組合)
所管施設の緊急点検及び調査に関する事	(1) 公共土木施設、道路、橋梁、河川等の緊急点検及び調査に関する事。 (2) 公共施設（建築物）、町営住宅の緊急点検及び調査に関する事。 (3) 上水道施設の緊急点検及び調査に関する事。 (4) 下水道施設の緊急点検及び調査に関する事。
所管施設の緊急措置（被害がある場合）に関する事	(1) 公共土木施設、道路、橋梁、河川等の緊急措置に関する事。 (2) 公共施設（建築物）、公営住宅の緊急措置に関する事。 (3) 上水道施設の緊急措置に関する事。 (4) 下水道施設の緊急措置に関する事。
データ類の保護に関する事	(1) 台帳類やバックアップ媒体の損傷等に関する事。
障害物の除去に関する事	(1) 土地、工作物等の一時使用・除却に関する事。 (2) 応急措置の実施に支障となるものの除去に関する事。 (3) 放置車両の除去に関する事。
災害時の広報活動に関する事	(1) 災害時の広報活動に関する事。

業務	業務内容
災害時の飲料水の非常給水に関する こと。	(1) 災害時の飲料水の非常給水に関する こと。
災害時の生活用水の確保に関する こと。	(1) 災害時の生活用水の確保に関する こと。
災害時の資機材に関する こと。	(1) 災害時の資機材に関する こと。
災害時における除雪対策に関する こと。	(1) 災害時における除雪対策に関する こと。
所管施設の応急復旧対策に関する こと。	(1) 公共土木施設、道路、橋梁、河川等の 応急復旧対策に関する こと。 (2) 公共施設（建築物）、公営住宅の 応急復旧対策に関する こと。 (3) 上水道施設の応急復旧対策に 関すること (4) 下水道施設の応急復旧対策に 関すること。
応急資機材等の調達及び配分に関 すること。	(1) 応急資機材等の調達及び配分に関 すること。
災害時の建築用資機材の需給計画 に関する こと。	(1) 災害時の建築用資機材の需給計画 に関する こと。
被災地の住宅の応急修理に関する こと。	(1) 被災地の住宅の応急修理に関する こと。
建築物の応急危険度判定及び応急 対策に関する こと。	(1) 被災者数及び世帯数に関する情報 の収集・整理に関する こと。 (2) 被災宅地危険度判定業務の実施 に関する こと。 (3) 被災宅地危険度判定業務の実施 体制の確保に関する こと。
被災地における建築指導に関する こと。	(1) 被災地における建築指導に関 すること。
応急仮設住宅の設置に関する こと。	(1) 周辺市町村及び道の公営住宅の 空き家状況の情報の収集に関 すること。 (2) 応急仮設住宅の建設候補地の選 定に関する こと。 (3) 応急仮設住宅の着工に関する こと (4) 応急仮設住宅に入居を希望する 人のうち、配慮が必要な人の 配慮内容、人数の確認に関する こと
被災住宅融資に関する こと。	(1) 被災住宅融資に関する こと。

4-2 商工班

業務	業務内容
避難指示等の伝達に関する こと。	(1) 所管施設に対する避難指示等の 伝達の実施に関する こと。
被災した商工業者の救援対策に関 すること。	(1) 被災した商工業者の救援対策に 関すること。
食料の調達及び供給に関する こと。	(1) 食料の調達及び供給に関する こと。
所管施設の被害調査に関する こと。	(1) 所管施設の被害調査に関する こと。
商工業関係の被害調査に関する こと。	(1) 商工業関係の被害調査に関 すること。
衣料、生活必需品等の物資の調達 及び供給に関する こと。	(1) 衣料、生活必需品等の物資の 調達及び供給に関する こと。
石油類燃料の確保に関する こと。	(1) 石油類燃料の確保に関する こと。
救援物資の受入れ及び配分に関 すること。	(1) 救援物資の受入れ及び配分に関 すること。
災害応急対策の労務者の供給に関 すること。	(1) 災害応急対策の労務者の供給 に関する こと。

4-3 農政班

業務	業務内容
避難指示等の伝達に関する事 所管施設の被害調査に関する事	(1) 所管施設に対する避難指示等の伝達の実施に関する事。 (1) 所管施設の被害調査に関する事。
被災農家の援護対策に関する事	(1) 被災農家の援護対策に関する事。
林野火災に関する事	(1) 林野火災に関する事。 (2) 火災時には早急に対応できるように運営の実施に関する事。
農林業関係の被害調査に関する事	(1) 農林業関係の被害調査に関する事。 (2) 農用地等の被害調査及び災害対策に関する事。
農業災害補償及び農業関係資金の融資に関する事	(1) 農業災害補償及び農業関係資金の融資に関する事。 (2) 被災農家の復旧に向けた相談等に関する事。
家畜、畜舎の被害調査及び応急対策に関する事	(1) 家畜、畜舎の被害調査及び応急対策に関する事。
家畜の防疫に関する事	(1) 家畜の防疫に関する事。
家畜飼料の確保に関する事	(1) 家畜飼料の確保に関する事。
死亡獣畜の処理に関する事	(1) 死亡獣畜の処理に関する事。 (2) 伝染病予防のための初期対応に関する事。
被害農作物の病虫害防除に関する事	(1) 被害農作物の病虫害防除に関する事。 (2) 災害による病虫害被害への防疫に関する事。

5 文教対策部

5-1 避難対策班

業務	業務内容
所管施設の被害調査に関する事	(1) 社会教育・体育施設の被害調査及び災害対策に関する事。 (2) 議事堂、会議室の被害状況の調査に関する事。
避難者の避難誘導に関する事	(1) 避難者の避難誘導に関する事。 (2) 避難者誘導體制の確保に関する事。
行方不明者の把握に関する事	(1) 行方不明者の把握に関する事。 (2) 行方不明者の活動体制の確保に関する事。
避難者の移送手段の確保及び調整に関する事	(1) 避難者の移送手段の確保及び調整に関する事。 (2) 移送手段の体制の確保に関する事。
避難場所の開設及び管理運営に関する事	(1) 避難場所の被害状況の確認に関する事。 (2) 避難場所の開設に関する事。 (3) 避難場所への連絡員の派遣に関する事。 (4) 避難場所の管理運営に関する事。
避難場所の記録及び報告に関する事	(1) 避難場所の記録及び報告に関する事。
災害対策本部の連絡調整に関する事	(1) 災害対策本部の連絡調整に関する事。 (2) 災害対策本部への状況確認に関する事。
文化財の保護及び応急対策に関する事	(1) 文化財の保護及び応急対策に関する事。

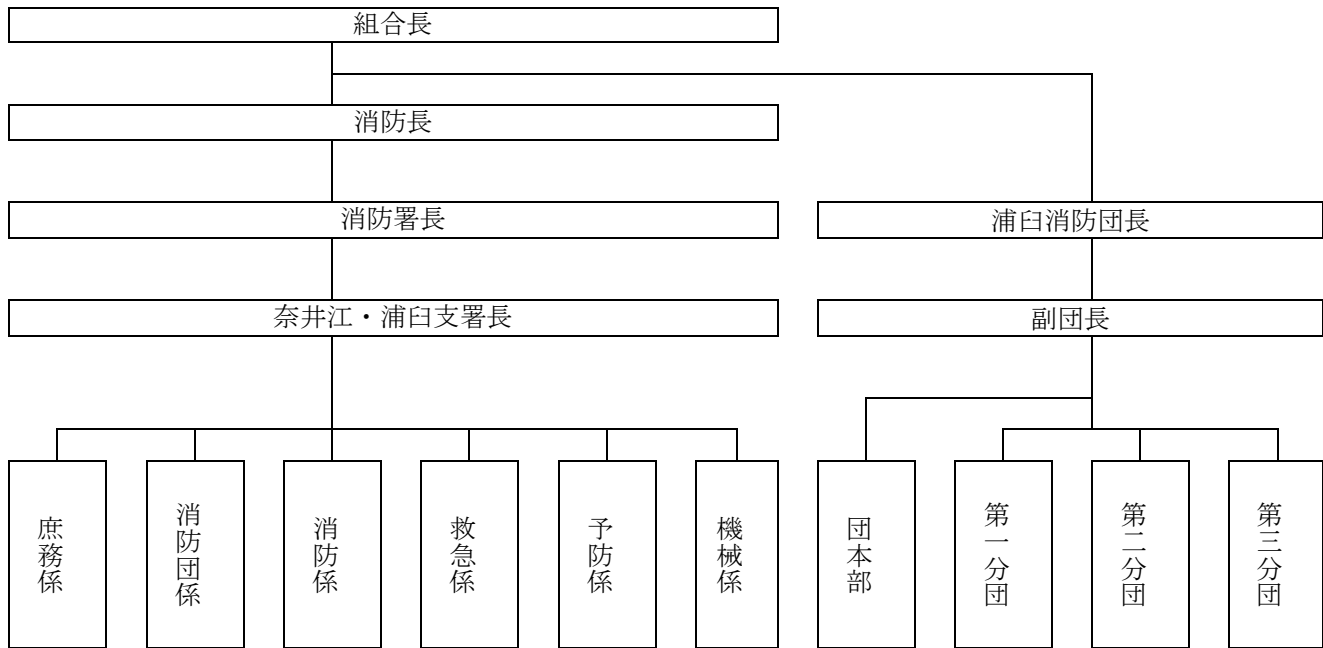
5-2 文教対策班

業務	業務内容
避難指示等の伝達に関する事	(1) 所管施設に対する避難等の伝達の実施に関する事。

業務	業務内容
所管施設の被害調査に関する こと。	(1) 学校施設等の被害調査に関する こと。
文教施設の被害調査及び応急対策 に関する こと。	(1) 学校施設の被害調査及び応援の要請に関する こと。
児童生徒の避難誘導及び輸送に関 する こと。	(1) 避難誘導體制の確保、避難誘導の実施、輸送手段の調整、輸 送路の確保に関する こと。
避難場所の開設の支援に関する こと。	(1) 避難スペース等の確保（備品の準備）に関する こと。 (2) 避難者の受入れに必要な備品の準備に関する こと。 (3) 特別な配慮が必要な人への対策に関する こと。 (4) 生活環境の整備（トイレ・通路・間仕切り）の確保に関する こと。
学校等との連絡調整に関する こと。	(1) 学校等との連絡調整に関する こと。
教職員の確保に関する こと。	(1) 教職員の確保に関する こと。
給食の供給に関する こと。	(1) 非常食提供及び物資等の供給に関する こと。
避難場所の開設の支援に関する こと。	(1) 物資等の供給に関する こと。 (2) 避難実施状況の収集・記録の作成・報告に関する こと。
学校施設の衛生管理に関する こと。	(1) 衛生状況の確認に関する こと。
応急教育に関する こと。	(1) 応急教育施設の確保に関する こと。 (2) 応急教育への対策検討に関する こと。 (3) 応急教育に必要な資材等の準備に関する こと。
学用品の調達及び支給に関する こと。	(1) 学用品等の調達・供給に関する こと。
教育関係義援金の受付け及び配分 に関する こと。	(1) 教育関係義援金の受付け及び配分に関する こと。

資料3 消防機関の組織及び水防分担区域

1 組織図



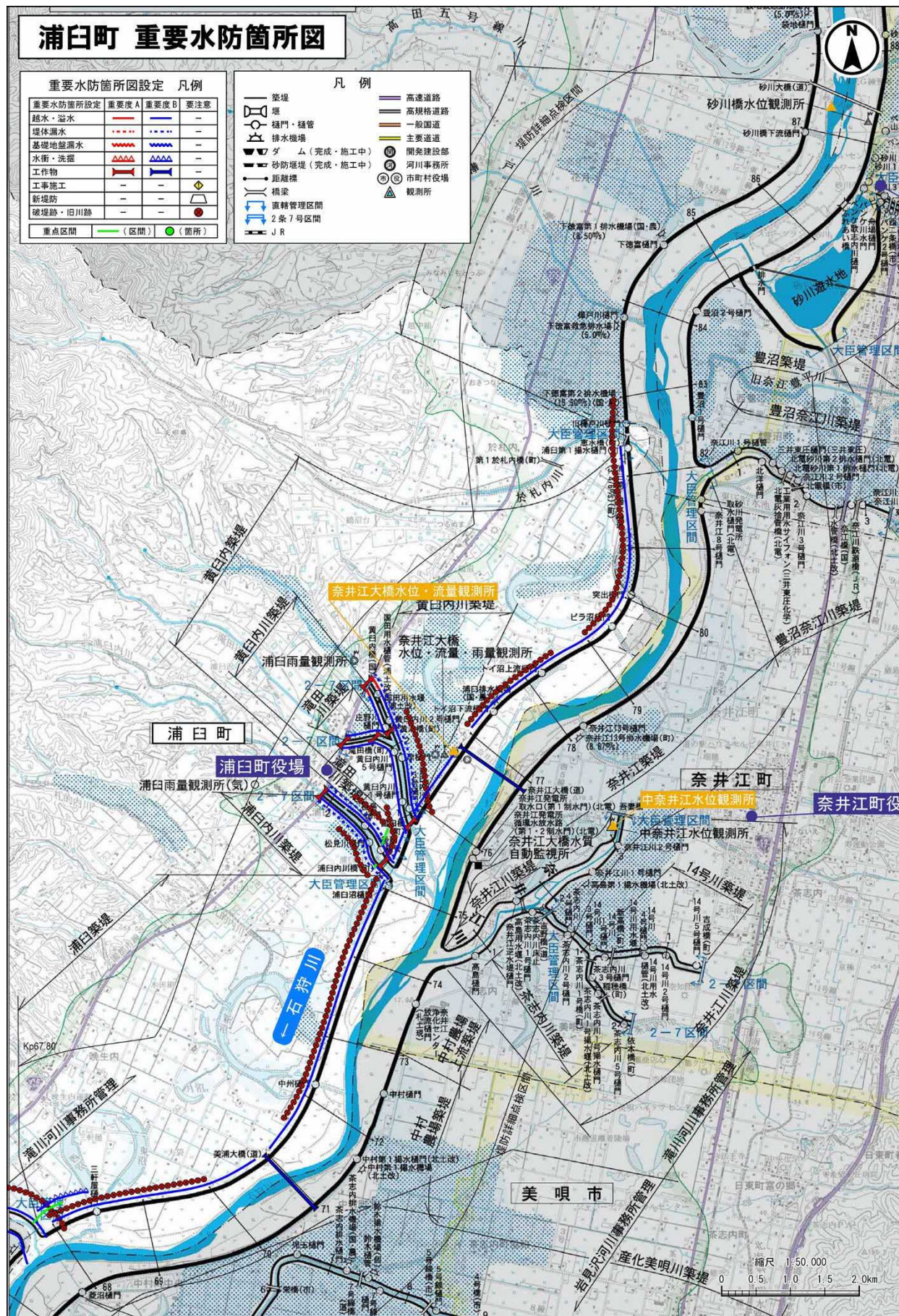
2 水防分担区域

総体責任者 浦臼消防団長

分団名	班員数	動員可能人数	分担区域
団本部	9 (5)	11 (7)	全町
第1分団	20	20	浦臼地区
第2分団	14	14	鶴沼地区
第3分団	14	14	晩生内地区

資料4 重要水防箇所・大臣管理区間

No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況堤防高	既往災害	事務所
越-1	石狩川	右岸	越水・溢水	○	B	浦臼	68.00 ~ 70.87		2.87	69.44	18.47	20.47	21.71		滝川
越-2	石狩川	右岸	越水・溢水		B	浦臼	71.00 ~ 75.50		7.50	73.25	19.52	21.52	22.43		滝川
越-3	石狩川	右岸	越水・溢水	○	B	黄臼内	75.50 ~ 76.86		1.36	76.18	20.47	22.47	23.05		滝川
越-4	石狩川	右岸	越水・溢水		B	黄臼内	77.00 ~ 82.50		5.50	79.75	21.53	23.53	24.30		滝川
衝-1	石狩川	右岸	水衝・洗掘	○	B	札比内	67.50 ~ 68.00		0.50	67.75	18.13	20.13	20.67		滝川
衝-2	石狩川	右岸	水衝・洗掘	○	B	浦臼	68.00 ~ 68.50		0.50	68.25	18.24	20.24	20.84		滝川
工-1	石狩川	-	工作物		B	美浦大橋	70.87			70.87	18.91	20.91	22.39		滝川
工-2	石狩川	-	工作物		B	奈井江大橋	76.86			76.86	20.76	22.76	22.97		滝川
旧-1	石狩川	右岸	旧川跡	○	要注意	浦臼	68.00 ~ 70.00		2.00	69.00	18.47	20.47	21.71		滝川
旧-2	石狩川	右岸	旧川跡	○	要注意	浦臼	71.50 ~ 75.50		4.00	73.50	19.68	21.68	22.22		滝川
旧-3	石狩川	右岸	旧川跡		要注意	黄臼内	77.00 ~ 78.50		1.50	77.75	20.95	22.95	23.71		滝川
旧-4	石狩川	右岸	旧川跡		要注意	黄臼内	79.00 ~ 83.00		4.00	71.00	21.96	23.96	24.69		滝川
重-1	石狩川	右岸	重点区間	○		浦臼築堤	67.80 ~ 68.25		0.48	68.00	18.24	20.24	20.84		滝川
重-2	石狩川	右岸	重点区間	○		黄臼内築堤	75.25 ~ 75.66		0.35	75.50	20.30	22.30	23.05		滝川



(出典：北海道開発局 札幌開発建設部 Webサイト

https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/kluhh4000000i8pj-att/gburoi000000cxx6.pdf)

資料5 重要水防箇所・知事管理区間

No.	水系名	河川名	右・左岸	起点位置 (km)			終点位置 (km)			重要水防 区域延長 (km)	重要度	築堤	備考
				地区名	位置名称	距離	地区名	位置 名称	距離				
210	石狩川	札の内川	左岸	浦臼第8	新沼との合流点から 0.1km上流	3.10	浦臼第8	(町) 千代久橋	3.67	0.57	B	有	樋門

資料6 樋門・樋管等の設置箇所

令和3年4月1日現在

No.	形式	樋門番号	河川名	樋門（管）名	観測員名	携帯電話番号	自宅電話番号	FAX番号	市町名	備考
1	電動式	1-62	石狩川	三軒屋樋門（主）	※個人情報のためホームページ上での掲載は割愛	※個人情報のためホームページ上での掲載は割愛	※個人情報のためホームページ上での掲載は割愛	※個人情報のためホームページ上での掲載は割愛	浦白町	
2	電動式	1-62	石狩川	三軒屋樋門（副）					浦白町	
3	原動式	1-63	石狩川	中州樋門（主）					浦白町	
4	原動式	1-63	石狩川	中州樋門（福）					浦白町	
5	原動式	1-65	石狩川	浦白沼樋門					浦白町	
6	電動式	1-66	石狩川	トイ沼下流樋門					浦白町	浦白排水機場
7	原動式	1-67	石狩川	トイ沼上流樋門					浦白町	
8	原動式	1-69	石狩川	ピラ沼樋門					浦白町	
9	原動式	1-70	石狩川	突出樋門					浦白町	
10	手動式	130-1	浦白内川	後藤樋管					浦白町	2-7区間
11	原動式	130-2	浦白内川	松見川樋門					浦白町	2-7区間
12	原動式	130-3	浦白内川	笹島樋門					浦白町	2-7区間
13	手動式	131-1	黄白内川	黄白内川3号樋門					浦白町	2-7区間
14	原動式	131-2	黄白内川	黄白内川1号樋門					浦白町	2-7区間
15	手動式	131-3	黄白内川	岸樋門					浦白町	2-7区間
16	手動式	131-4	黄白内川	黄白内川5号樋門					浦白町	2-7区間
17	電動式	131-5	黄白内川	黄白内川2号樋門					浦白町	2-7区間
18	原動式	131-6	黄白内川	庄野川樋門					浦白町	2-7区間

資料7 水防関係機関等との通信連絡系統

機関名	所在地	電話番号	備考
札幌開発建設部 滝川道路事務所	滝川市新町2丁目1	0125-22-4147	
札幌開発建設部 滝川河川事務所	新十津川町中央89	0125-76-2211	
北海道森林管理局 空知森林管理署	岩見沢市3条東17丁目	0126-22-1940	
北海道農政事務所 滝川統計情報センター	滝川市緑町2丁目5	0125-22-4395	
陸上自衛隊第11旅団 第10即応機動連隊	滝川市泉町236	0125-22-2141	
空知総合振興局 森林室	岩見沢市北2条西12丁目	0126-22-1155	
空知総合振興局 地域政策課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033	
空知総合振興局 保健環境部 滝川地域保健室	滝川市緑町2丁目3	0125-24-6201	
空知農業改良普及センター 中空知支所滝川分室	滝川市江部乙東11-5	0125-75-2154	
空知総合振興局 空知家畜保健衛生所	岩見沢市岡山町12-37	0126-22-4212	
札幌建設管理部 滝川出張所	滝川市流通団地3-1	0125-22-3434	
滝川警察署	滝川市緑町1丁目1-12	0125-24-0110	
浦臼町役場	浦臼町字ウラウスナイ183-15	0125-68-2111	
砂川地区広域消防組合 消防本部	砂川市東2条北7丁目	0125-54-2196	
砂川地区広域消防組合 砂川消防署奈井江・浦臼支署	奈井江町本町9区	0125-65-2259	
東日本電信電話株式会社 岩見沢支店	岩見沢市6条西2丁目	0126-24-8042	
北海道電力株式会社 滝川営業所	滝川市西町1丁目2	0125-24-7166	
日本郵便株式会社 浦臼郵便局	浦臼町字浦臼内172-53	0125-68-2222	
浦臼土地改良区	浦臼町字ウラウスナイ183-15 (役場内)	0125-68-2928	
空知医師会	砂川市西3条北2丁目	0125-54-2313	
日本赤十字社 北海道支部空知地区	岩見沢市8条西5丁目 (空知総合振興局内)	0126-20-0105	
ピンネ農業協同組合	新十津川町字中央6-29	0125-76-2226	
ピンネ農業協同組合 浦臼支所	浦臼町字浦臼内172-6	0125-68-2211	
中空知農業共済組合	滝川市大町1丁目5番地	0125-22-2211	
浦臼町商工会	浦臼町字浦臼内183-145	0125-67-3331	
北海道猟友会 美唄支部浦臼部会	浦臼町字ウラウスナイ183-15 (役場内)	0125-68-2111	
浦臼町建設業協会	浦臼町字浦臼内183-145 (商工会内)	0125-67-3331	

資料8 水防工法一覧表

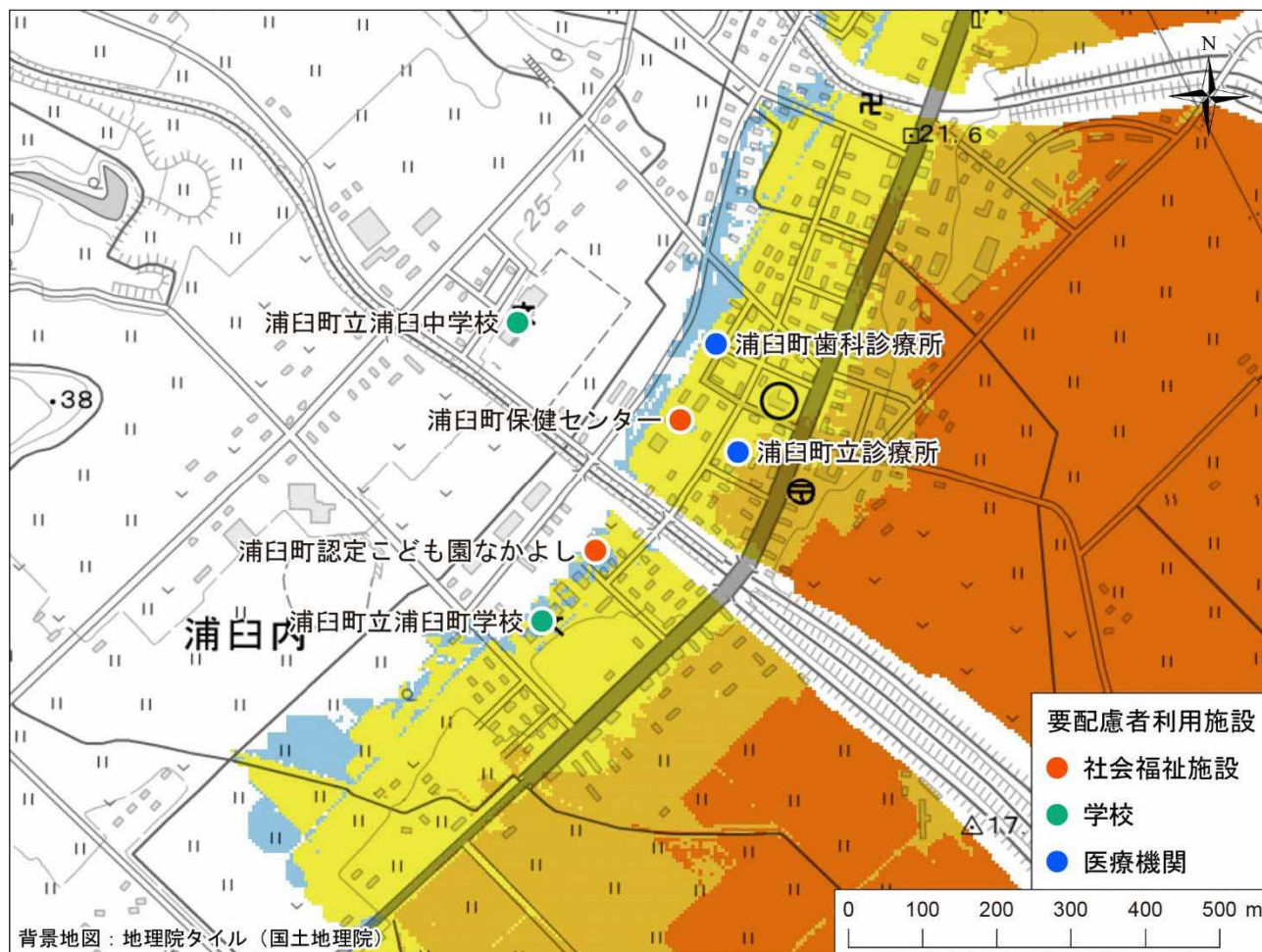
原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
				現在	
水があふれる	積み土のう工	堤防の上端（天端）に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防の上端（天端）にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川（土のうの入手困難）	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防の上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工（連絡水のう工）	堤防の上端（天端）にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川（土のう、板など入手困難）	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう土俵	
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）を防水シートで被覆する	都市周辺河川（むしろ、竹の入手困難）	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ	
漏水	居住側（川裏）対策	釜段工（釜築き、釜止め）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工（簡易釜段工）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面（裏のり）部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先にかかるときにビニロン帆布製のうを組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のう、ぐい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面（裏のり）、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川（漏水量の少ない箇所）	防水シート、丸太、竹
漏水	川側（川表）対策	詰め土のう工	川側堤防斜面（川表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを張る	一般河川（水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ、なわ、ぐい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、ぐい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう
深掘れ（洗堀）	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	
	木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、ぐい	
	立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇かごを立てて被覆する	急流河川砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、ぐい、鉄線	
	捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、ぐい、ロープ、土のう	

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
				現在	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	
	築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	
き裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端（天端） 斜面（裏のり） 居住側堤防	控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		方ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

資料9 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

(令和4年1月現在)

種別	名称	所在地	電話	FAX
社会福祉施設	浦臼町保健センター	ウラウシナイ183-27	0125-69-2100	0125-68-2289
	浦臼町認定こども園なかよし	浦臼内183-355	0125-74-5750	0125-74-5765
学校	浦臼町立浦臼小学校	ウラウシナイ183-4	0125-68-2163	0125-68-2183
医療施設	浦臼町立診療所	ウラウシナイ183-181	0125-68-2101	0125-67-3876
	浦臼町歯科診療所	浦臼内183-466	0125-68-2207	



様式

様式 1 水防立入検査証

(表)

第 号	水防立入検査証
所 属	
職	
氏 名	
年 月 日	
浦臼町長	印

(裏)

注意
1. 本書は、他人に貸与し若しくは贈与し又は勝手に修正しないこと。
2. 本書は、身分を失ったときには直ちに発行者に返還すること。
3. 本書は、水防法第49条第2項による立入票である。

(縦9センチメートル 横6センチメートル)

様式2 水防活動委任証

第 号	
水防活動委任証	
名 称	
住 所	
上記の者は、水防活動の委任を受けたものであり、水防法第19条第1項の規定により緊急通行及び水防法第28条第2項の規定により紅葉負担を行うことができる者であることを証する。	
年 月 日	
水防管理者	
印	

(裏面の記載)

- (1) 本証は水防管理者から水防活動の委任を受けた者であることの身分証明書である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

様式3 公用負担権限委任証

第	号
公用負担権限委任証	
	住所 職名 氏名
上記の者に 区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明する。	
年	月 日
委任者	氏名 印

(縦9 cm 横6 cm)

様式4 公用負担命令票

第 号

公用負担命令票

住 所
氏 名

水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。

1 目的物

- (1) 所在地
- (2) 名 称
- (3) 種 類 (又は内容)
- (4) 数 量

2 負担内容

(使用、収用、処分等について詳記すること。)

年 月 日

命令者 職 氏名 印

様式5 水防報告様式例

〇〇年台風〇〇号における水防活動
(〇〇町消防団・〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日)

〇概要
 〇〇町消防団は、〇〇年〇〇月〇〇日、台風〇〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇〇部隊〇〇名が出動。町内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で得越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い、人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み (300袋) ・避難誘導 (20世帯) ・排水作業 (3件)

水防活動
または
被害状況写真

〇〇川左岸 (〇〇地先)
堤防巡視

水防活動
または
被害状況写真

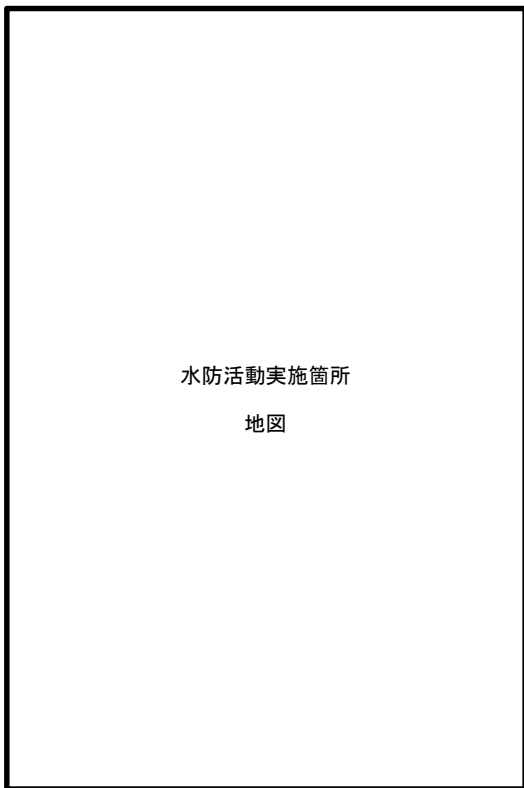
〇〇川左岸 (〇〇地先)
積み土のう工

水防活動
または
被害状況写真

〇〇川右岸 (〇〇地先)
月の輪工

水防活動
または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害



様式6 水防活動実施報告書

年 月 日

作成者

出 水 の 状 況										
水 防 実 施 箇 所										
日 時										
出 動 人 員	水防団員	消防団員			その他			合計		
	人	人			人			人		
水 防 作 業 の 概 況 及 び 工 法	箇 所 m 工 法									
水 防 の 結 果	効果 被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他	
使 用 資 機 材	かます、俵					居 住 者 の 出 動 状 況				
	万年、土俵									
	なわ					水 防 関 係 者 の 死 傷				
	丸 太									
	そ の 他					雨 量 水 位 の 状 況				
水 防 活 動 に 関 する 自 己 評 価 備 考										